

1. 資本性資金も活用した事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援について

- これまでも申し上げてきた通り、コロナ禍が長引く中、地域の事業者に対して、個々の事業者の課題に応じてタイムリーに、経営改善・事業再生・事業転換支援を図っていくことが大変重要と考えている。
- 事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援については、第二次補正予算で公庫や REVIC 等による劣後ローン・ファンド等の枠組みを整備拡充しており、支援メニューの内容等については、関係省庁・関係機関とともに説明会等を通じ周知を図っているところ、引き続き、支援を進めていくに当たっての不明点等があれば、お問合せいただきたい。
- 金融庁としては、先月より、各財務局・財務事務所とも協働して、各都道府県における金融機関、再生支援協議会、信用保証協会等による支援態勢の構築状況等について、確認をさせていただいているところ。
- 足許では、例えば、
 - ・ 信用保証協会や再生支援協議会等の関係機関と金融機関の間で、これまでの個別の事案への対応や共同の検討会等を通じて、関係性が構築できているとする地域
 - ・ 都道府県、金融機関、税理士などで経営改善支援等をそれぞれ実施しているが、必ずしも各機関間の連絡・連携は十分でないとする地域

など、実態は様々であると承知しており、関係機関との連携強化に当たって、金融庁・財務局への要望等があればお話しいただきたい。今後、引き続き各都道府県の状況把握を行いつつ、各金融機関に対しても、経営改善・事業再生・事業転換支援の状況・実効性等について、事業者の状況等とも合わせて実態把握を進めていきたいと考えており、引き続きご協力いただきたい。

2. 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート・企業アンケート調査結果の公表について

○ 令和2年10月14日、地域金融機関の「持続可能なビジネスモデルの構築」に向けた当局における直近1年間の取組みを「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として取りまとめ、公表した。

○ 「プログレスレポート」は、

- ・ 企業アンケート調査を始めとした「情報・知見の蓄積」
- ・ 地域金融機関との対話事例
- ・ 地域活性化・課題解決に向けた取組み

の3部から構成しており、それぞれ簡潔にご紹介させて頂きたい。

(企業アンケート調査等の情報・知見の蓄積)

○ 企業アンケートについては、前事務年度同様、令和2事務年度も、地域銀行をメインバンクとする企業を中心に約3万社へ送付し、約9千社から回答をいただいた。アンケートでは、これまでも実施してきたメインバンクの取組状況の調査に加えて、金融仲介への取組みの全体観をより具体的に把握するため、非メインバンクの取組みに係る顧客評価の確認も行った。

○ メインバンクとの関係については、「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と回答した企業が約半数であり、そのうち8割の企業が、メインバンクとの取引を是非継続したいと回答した。なお、「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」との回答にならなかった企業では、メインバンクとの取引を是非継続したいと回答した企業の割合は約4割に留まっている。

○ また、非メインバンクとの関係については、メインバンクとの取引継続意向がある企業では、借入先の多様化や金利条件などの主に融資に係る補完機能を非メインバンクに求めている一方、メインバンクとの取引継続意向がない企業では、経営改善支援サービスなど融資以外の機能への期待も高いことが窺える結果となっている。

(地域金融機関との対話事例)

- 次に、金融庁・財務局において実践した、地域金融機関の皆様との対話について、特徴的な事例をいくつか紹介している。
- 具体的には、
 - ・ 心理的安全性に配慮しつつ、金融機関の経営トップから役員・本部職員・支店長・営業職員など様々な階層や社外取締役との間で、多数の対話を実践、
 - ・ 地域金融機関のビジネスモデルは様々であることを踏まえ、協同組織金融機関の特性を踏まえた対話や、財務局間の情報共有を通じて持株会社グループの実態を踏まえた対話を実践、等の事例を紹介している。

(地域活性化・課題解決)

- このほか、地域活性化・課題解決に向けた取組みとして、
 - ・ 令和2年6月に東京で開催した Regional Banking Summit (Re:ing/SUM) の概要
 - ・ 有志の交流会を通じて構築した官民金のネットワークから寄せられた課題の解決方法を皆で議論、解決に向けた取組みを支援する「地域課題解決支援室・チーム」の取組み内容等、様々な取組みを掲載しており、お時間のある時にぜひご一読いただければ幸いである。
- 令和2事務年度は、こうした地域支援については、地域金融人材の能力向上等の観点から、地域金融機関が、新型コロナの影響を受けた顧客企業支援を果たしていく上で必要となるノウハウ共有等の支援を行っていく方針であり、引き続きよろしくお願ひしたい。

3. 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）について

- 令和元年9月、金融庁として、「新規融資時の無保証割合」や「事業承継時の保証徴求割合」を、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として設定したところ。
- これに基づき、主要行等（※）及び地域銀行には、令和元年度下期分の本指標について公表いただいたところであるが、こうした各金融機関の取組み状況のより一層の「見える化」を図るため、各行のKPIを一覧化した情報を、令和2年10月14日、当庁ホームページに公表した。

(※) みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- 今後、各行における顧客の特性や規模等を踏まえながら、各行の金融仲介の取組みについて、KPIを活用した対話を行うことを検討しているので、よろしく願いしたい。

4. 大手銀行等の専門経験を有する人材のマッチング促進について

- 金融庁では、地域の中堅・中小企業における経営人材の確保を後押しし、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す観点から、大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップし、地域企業とのマッチングを促進する取組みを開始している。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針 2020 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

③地域の中小企業の経営人材の確保

感染症に伴い各業種をめぐる状況や中小企業の経営環境が変化する一方で、若い世代だけでなく、40歳代、50歳代でも副業や転職を検討する動きがみられるとともに、首都圏において地方移住への関心も高まっている。こうした中で、大手銀行等の専門経験を有する人材をリストアップして地域経済活性化支援機構でリストを管理し、マッチングを行うなど、地域の中小企業のニーズに応じて、経営人材の円滑な移動や兼業・副業を実現するとともに出融資等により中小企業の経営力強化を支援する。

- 地域金融機関におかれては、これまでの事業性評価に基づく取引先企業支援で得られた知見やノウハウをご活用頂き、地域企業の経営課題や人材ニーズの調査・分析を踏まえた、人材マッチングサービスの提供に一層取り組んでいただきたい。
- その際には、この大手銀行等の人材リストもお役立ていただきたいと考えている。また、今後、協会を通じてご案内させて頂くが、本施策について詳しくご説明させていただく機会を設ける予定のところ、こちらについてもご参加願いたい。

5. 銀行間手数料の見直しに係るアンケート調査について

- 現在、全銀ネットにより、銀行間手数料に替わる仕組みである「内国為替運営費（仮称）」の算出に向けて、全加盟銀行に対する「為替取引の被仕向対応費用に係るアンケート調査」が実施されていると承知している。
- 銀行間手数料の見直しについては、令和2年4月の公正取引委員会からの指摘も踏まえ、本年の成長戦略において、「全銀ネットが定める仕組みに統一し、コスト構造の見える化を行いつつ、コストを適切に反映した合理的な水準へ銀行間手数料の引下げを実施する」こととされた経緯がある。

（参考）「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（抜粋）
（令和2年4月 公正取引委員会公表）

設定水準、設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより、銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである

- 今回のアンケート調査は、内国為替制度運営費の水準について合理性を確保する観点から極めて重要なものであるため、各行におかれては、慎重かつ適切な回答にご協力をいただくようお願いしたい。
- なお、今後は、全銀ネットにおいて、本調査結果を踏まえ、来年2月にかけて内国為替制度運営費を検討・決定し、必要な手続の完了後に同運営費を導入予定と承知している。

6. 決済サービスの連携に係る認証方法及び決済サービスを通じた不正出金被害調査について

- 今般のドコモ口座問題を受け、現在、決済サービスの連携に係る認証方法等について実態把握を行っているところである。
- 金融庁としては、この調査結果を踏まえ、利用者保護及び利用者利便の向上を図るため、銀行監督上の対応の高度化を検討していくこととなるので、各行におかれては引き続きご協力をお願いしたい。
- また、各行におかれても、提供サービスについて、他の事業者との連携によって生じるリスクを含め、サービス全体のリスク評価を主体的に行っていただくとともに、取引モニタリングの高度化や真摯な顧客対応に取り組んでいただきたい。
- これに加えて、問題事象が発生した場合でも適切にサービスを再開・継続できるよう、常日頃より自社のリスク許容度に沿ったサービス提供となっているか点検するとともに、サービス中断時の顧客対応などに備えた対応を行っていただきたい。

7. サイバーセキュリティ対策の強化に向けた取組みについて

- 「ドコモ口座」を通じた不正出金事案等にみられるように、セキュリティリスクは重大な経営リスクの一つ。経営陣がリーダーシップを発揮して取り組むことが大事。

(金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall V))

- 令和2年10月14日(水)～21日(水)の6日間、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall V)を、約110の金融機関が参加して実施する。
- 最近のサイバーセキュリティの情勢(ドコモ口座を利用した銀行口座不正出金事案やコロナ禍)や、各業態の実態を踏まえて、インシデント対応能力の底上げを図る。

(参考) Delta Wall Vの概要

- ・ インシデント発生時における「顧客対応」や「部門間」及び「組織外部」との連携を確認。
- ・ コロナ禍におけるテレワーク環境下でのインシデント対応能力の底上げを図るため、実際のテレワーク環境下で実施。
- ・ (昨年の演習で対応が概ねできていた) 銀行業態においては、インシデント対応能力の一層の高度化を図るため、今回新たにディスカッション方式で実施。

※ ディスカッション方式とは、社内でのディスカッションを通じてインシデント対応における社内エスカレーションから経営層の意思決定までの実効性を検証する方式。

- 評価結果は、令和3年1月末をめぐりに参加金融機関に還元するとともに、業界全体にも分析結果のフィードバックを行う予定。

(東京オリパラ要請文のフォローアップ及びペネトレーションテストの活用)

- サイバーセキュリティ対策の強化の一環として、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、脆弱性診断や演習の実施等に係る要請文を昨年9月に発出。
- 各金融機関においては、脆弱性診断の実施、演習・訓練への参加、監視・分析状況の整理を実施の上、その結果を踏まえた改善措置を講じることが重要であり、当局としても、対応未完了先については、しっかりとモニタリングしていく。
- 加えて一部の金融機関においては、ペネトレーションテスト(※)を実施していると承知。更なるステップアップを目指し、積極的に活用いただきたい。

※ペネトレーションテストとは、サーバやネットワークに対して、脆弱性等を利用して侵入できるか検査する手法。

8. 顧客本位の業務運営について

- 本事務年度は、「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的内容の充実や定着など、更なる進展が課題。

- 令和2年9月18日に、「安定的な資産形成に向けた金融事業者の取組み状況」を公表。

(参考) 報告書の概要

- ・ 「顧客本位の業務運営原則」を採択した各金融事業者の自主的な KPI や共通 KPI をまとめたもの。併せて、「『顧客本位の業務運営に関する原則』を採択し、取組方針・自主的な KPI ・共通 KPI を公表した金融事業者のリスト」も公表。
- ・ 金融事業者全体として、令和2年3月末時点において投信を保有する顧客の運用損益がプラスの比率は、前年同期比で半分程度に減少。(※)
- ※ 共通 KPI の一つである「投資信託の運用損益別顧客比率」(令和2年3月末時点)に基づき算出。(同年6月末までに金融庁へ報告のあった金融事業者218社の単純平均)
- ・ これは、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の変動を受けたものではあるが、各金融機関における顧客の運用損益への影響の度合いには違いが見られた。

- 各金融事業者においては、どのような要因で顧客の運用損益が影響を受けたのかを分析するなどし、今後の取組みにつなげていただきたい。
- 金融庁も、本年度も金融事業者の取組みをフォローアップしていく。

9. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂について

- 平成30年2月に策定し、平成31年4月に改訂した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係るガイドライン」について、改訂することを予定している。
- これまでのモニタリング結果を踏まえ、金融庁の考え方が十分に伝わっていないと思われる点等について、改訂によって明確化することで、態勢の高度化をさらに進めていただきたいと考えている。
- 改訂内容は現在検討中であり、今後、金融庁ホームページにて、改訂に係るパブリックコメントを予定している。金融機関の皆様にとってわかりやすく使いやすいものにしていきたいと考えており、忌憚のないご意見をいただきたい。

10. 令和3年度税制改正要望について

- 令和2年9月30日、金融庁は、①アジアの金融ハブとしての国際金融センターの確立、②新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応、③税制上の手続のデジタル化、等について、それぞれ関連の税制改正を要望した。

11. 北朝鮮制裁の適切な履行について

- 令和2年9月29日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、同年2月から8月にかけての加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた中間報告書を公表した。
- 同報告書では、例えば金融分野における安保理決議違反や制裁回避の事例として、
 - ・ 合併企業、オフショア取引、ペーパーカンパニー、仮想資産を通じた国際金融システムへのアクセスの継続
 - ・ 暗号通貨取引所及び金融機関へのサイバー攻撃の継続
 - ・ 不正取得した仮想資産を法定通貨に交換するため、仮想通貨サービス業者のネットワークやブローカーによるOTC取引の利用等について記載されている。
- 本報告書や勧告の内容も踏まえ、金融機関等と情報交換を行い、サイバー対策やマネロン・テロ資金供与対策を引き続き強化していく必要があると考えている。金融機関の皆様におかれても、引き続き適切な対応に努めていただくようお願いしたい。

(以 上)